

公売財産目録

売却区分番号	NOD-1	見積価額	4,500 円
		公売保証金額	450 円
財産の表示 COACHと表記のあるバングル			
財産の状況	【商品概要】 名称：COACH NEW YORK と表記のあるバングル 製造番号：表記なし カラー：シルバー サイズ：マチ 0.6cm 手首周り～17.5cm 状態：傷・汚れ・くすみ等あり 【付属品】 ・バングルを入れる巾着袋 1つ ・外箱 1つ 【特記事項】 精通者より、当該公売財産の画像情報等において「商標権侵害物品であると思料しうる点は確認できませんでした」との所見をいただいております。		
注意事項	【公売についての注意事項】 ◆公売財産の引き渡しについて 直接引き渡しのみとなります。公売財産の引き渡し場所：野田市役所 収税課 買受代金の納付を確認した後、公売財産の引き渡しを行います。 引き渡しの手続きに伴う費用につきましては、すべて落札者の負担となります。 ◆納付方法 窓口にて直接納付のみとなります。 納付場所：野田市役所 収税課		

◆公売保証金の納付方法

クレジットカードのみとなります。

◆公売財産の写真について

画像は野田市職員が撮影したものです。画像と実物は色合いが異なる場合があります。

また正確な内容を保証するものではありません。

◆公売財産の状況等

公売財産の状況等については、専門的な知識を有しない野田市職員が確認をしたものであり、正確な内容を保証するものではありません。

記載されている内容の他にも傷や汚れ、動作不良箇所などが存在する場合があります。また、保管中に動作不良箇所などが発生する場合があります。

◆下見会について

期日を指定した下見会は行っておりません。

公売財産をご覧になりたい方は令和7年1月27日までに収税課公売担当までご連絡の上、来庁日時を調整してください。

◆その他注意事項

◇ 買受代金の納付後は、いかなる理由があっても返品・交換・苦情等は受け付けできませんのでご注意ください。

◇ 公売財産は、買受代金納付時点における状況・状態のまま引き渡します。

◇ 野田市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。

◇ 買受代金を納付したときに、危険負担は買受人に移転します。

そのため、その後に発生した財産の破損、盗難、消失等による損害負担は買受人が負うことになります。

◇ 「野田市インターネット公売ガイドライン」を必ず熟読の上、ご参加ください。



公売財産目録

売却区分番号	NOD-2	見積価額	2, 8 0 0 円
		公売保証金額	2 8 0 円
財産の表示			
SONY液晶デジタルテレビ（KDL-40X2500）			
財産の状況	【商品概要】		
	※テレビ本体の背面に記載あり 名称：SONY 液晶デジタルテレビ 年式：2006年製 製造番号：KDL-40X2500 カラー：シルバー サイズ：横幅1, 111×奥行105×高さ717 状態：傷・汚れ・くすみ等あり		
	【付属品】		
	・ELPA SONY用リモコン ・電源ケーブル		
	【特記事項】		
	・テレビ・リモコン共に中古品の為、経年劣化による傷、汚れが見受けられます。 ・テレビ、リモコン共に使用感が確認でき、公売財産全体に傷や汚れがあります。 ・リモコンについて、一部破損箇所があります。 ・野田市職員により、可能な限り清掃を行いましたが、取り切れない汚れやホコリがあります。		
注意事項	【公売についての注意事項】 ◆公売財産の引き渡しについて 直接引き渡しのみとなります。公売財産の引き渡し場所：野田市役所 収税課 買受代金の納付を確認した後、公売財産の引き渡しを行います。 引き渡しの手続きに伴う費用につきましては、すべて落札者の負担となります。		

	◆納付方法 窓口にて直接納付のみとなります。 納付場所：野田市役所 収税課 ◆公売保証金の納付方法 クレジットカードのみとなります。 ◆公売財産の写真について 画像は野田市職員が撮影したものです。画像と実物は色合いが異なる場合があります。 また正確な内容を保証するものではありません。 ◆公売財産の状況等 公売財産の状況等については、専門的な知識を有しない野田市職員が確認をしたものであり、正確な内容を保証するものではありません。 記載されている内容の他にも傷や汚れ、動作不良箇所などが存在する場合があります。また、保管中に動作不良箇所などが発生する場合があります。 ◆下見会について 期日を指定した下見会は行っておりません。 公売財産をご覧になりたい方は令和7年1月27日までに収税課公売担当までご連絡の上、来庁日時を調整してください。 ◆その他注意事項 ◇ 買受代金の納付後は、いかなる理由があっても返品・交換・苦情等は受け付けできませんのでご注意ください。 ◇ 公売財産は、買受代金納付時点における状況・状態のまま引き渡します。 ◇ 野田市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 ◇ 買受代金を納付したときに、危険負担は買受人に移転します。 そのため、その後に発生した財産の破損、盗難、消失等による損害負担は買受人が負うことになります。 ◇ 「野田市インターネット公売ガイドライン」を必ず熟読の上、ご参加ください。



